

(様式第4号)

上田市行財政改革推進委員会 会議概要

1	審議会名	上田市行財政改革推進委員会(第1回地域内分権部会)
2	日 時	平成20年10月22日(水) 午前9時30分から午前11時45分まで
3	会 場	上田市役所本庁舎 5階 第三委員会室
4	出席者	武井部会長、小池会長、塩入委員、森田委員、宮下委員
5	欠席者	田中副部会長、高橋委員、堀内委員
6	市側出席者	金子行政改革推進室長、鎌原係長、平田主任
7	公開・非公開等の別	公開
8	傍聴者	0人 記者 0人
9	会議概要作成年月日	平成20年10月24日

協議事項等

1 開 会

2 議事

(1) 前回の会議録の確認について

(事務局) 前回の会議録について、訂正があれば事務局に申し出ていただきたい。訂正後、ホームページに掲載する。

(2) 地域内分権に関わる課題審議

(部会長) 事務局から提案願いたい。

(事務局) 論点の中心として、地域協議会の役割、地域担当職員、地域予算、の3点について、現状と課題を説明。

<地域協議会の役割(「地域自治センター構想」から)>

(1) 地域住民の意見や要望を集約し、行政に反映させる。

(2) 地域に係る事項について市長からの諮問に対して審議し、答申を行う。

(3) 住民自治や住民と行政の協働の推進を行う。

<地域担当職員>

丸子・真田地域自治センターの地域担当職員について説明。

<地域予算とは>

・「地域振興事業基金」の活用による予算。(持ち寄り基金の活用、新市積立基金の活用)

・地域自治センターの裁量を拡大することで得られる予算。

その他資料として、地域自治センター間の旧地域内での職員の交流状況、各地域自治センターの市民窓口の業務取扱件数の状況、地域振興事業基金の状況、総務省が作成した各種行政システムの一元化についての資料を添付させていただいた。

(委員) 地域担当職員は係長級を配置しているということだが、他の部署に係長が行って、意見が言えるとは思えない。

(事務局) 地域担当職員は、地域要望を取りまとめ、担当課に取次ぎを行う役割を担う。

(委員) 合併協定において、地域自治センターの役割としては、総合支所機能、地域協議会、まちづくりの活動拠点という3つの役割を担うこととなっており、当地域内分権部会では、地域協議会をさらに進化させるために、それを支援する行政のあり方、そして地域予算について検討する必要があると思う。

(委員) 現状として、地域協議会と自治会との接点がほとんどない。

(委員) 地域協議会の開催回数が少ないとの事だが、予算を多く採れば済む話ではないか。間違っても年俸制は採らないほうが良いと思う。

- (委員) 自治会長と地域協議会委員も兼ねているが、勤め人では到底できないくらいに業務量が多い。自治会と地域協議会で、それぞれで話す内容はほとんど同じ。無駄が多い。
- (委員) 地域協議会の女性登用率にも問題があると思う。無理やり女性を登用しても活発な意見交換は行われない。
- (委員) 行政は、数字ありきで進んでいると思う。実質的な組み立てをお願いしたい。
- (委員) 自治会連合会と地域協議会の役割が不明確。地域協議会の役割を充実させると、自治会連合会の必要性がなくなるのではないか。
- (委員) 地域協議会では、自治会要望は取り扱わないので、自治会連合会を存続させれば良いのではないか。
- (委員) 現在の地域協議会では、主に「わがまち魅力アップ応援事業」の審査を行っている。
- (委員) 自治基本条例の策定に向けて、行政と住民の役割を明確化する必要があると思う。
- (委員) 自治会を行政のパートナーと捉えることが必要ではないか。
- (委員) 三重県松坂市は行政から自治会に対して直接経費を支出している。
- (委員) 他の自治体では、自治会ごとに事務員を雇って地域の公民館に勤務している事例もある。
- (委員) 公民館の運営は市で行っているのか。
- (事務局) 市で運営する公民館とは別に、各自治会に分館を設置し、分館長、副分館長、分館主事を非常勤の特別地方公務員として任命している。報酬も支払われている。
分館事業と自治会事業は不可分であると捉えられるため、長野市のように、一括して自治会に予算を配分することも検討する必要があると思う。
- (委員) 自治会によっては、自治会組織と分館、育成会などが完全に分離しているところもある。こういう部分を一つにまとめることができれば、一括配分は可能であると思う。
- (委員) 自治会の世帯規模によっても異なると思う。
- (部会長) 次に、地域予算についてご意見をいただきたい。
- (委員) 地域予算といっても名称が違うだけで、本質的には、従来と変わらないのではないか。
- (委員) 地域要望の取りまとめについて、本庁と地域自治センターではやり方が違う。一元化が必要。
- (委員) 現在の地域自治センター長の権限は何か。成案権はあるのか。
- (事務局) 成案権は市長にある。センター長は、予算の要求件と執行権。
- (委員) 一定の範囲内で、センター長の権限で予算の成案権を与えてみてはどうか。
- (委員) 行政が目的別の縦割りの予算編成を行っている中で、センター長に裁量を持たせて予算を調整することが可能なのか。例えば、土木費から農林水産業費に予算を配分すると、土木費全体が減少するが、土木部門の了解は得られるのか。
- (事務局) 市の予算は、国の省庁別の予算のように完全に分離していないので可能と思う。
気をつけなければいけないのは、公平性を考えて、地域間で行政サービスに差が出ないようにしなければならない。
- (委員) 合併による制度統一により、市からの補助金が削減された事業があるが、地域の負担を急激に変えることによる混乱を避けるため、地域予算が使われているケースがあるが、来年度はない。センター長権限で予算を使うか使わないか決定できるようにしてもらいたい。
- (委員) 公共施設整備基金は、利息も含めて目的外に使えないのか。
- (事務局) 使えない。使えるのは、地域振興事業基金のみ。
- (委員) 従来予算要求方法では、これまでの予算編成と大差ないので、地域予算については、本庁の財政課の査定を経ないで、一定の枠の中で地域自治センター長と市長の話し合いにより決定するようにすれば良いのではないか。
- (委員) 最終的には、地域予算という名称はあっても、中身は今までとあまり変わらないのではないか。むしろ、基金が、制度統一による激変緩和などにしか使われていないことに対し

での意見を述べていったほうが良いのではないか。本来の基金の使い方について提言したほうが良いと思う。

地域自治センターで地域づくりの戦略を作成し、それに則って地域予算を使うよう、審議会として提言していけばよいと思う。

(3) 次回以降の予定

次回の日程について

- ・11月7日(金) 「地域内分権部会」 10時から 上田市役所本庁舎 3階 第二応接室
- ・11月14日(金) 「全体会」 10時から 丸子センター 3階 第一会議室

3 閉会

- * 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。
- * 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。